

令和6年度 市民の声一覧(下半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	回付先
10月	ごみ・環境	〇〇地区の悪臭について	〇〇周辺が夕方になると牛糞のような臭さが異常です。 ここ数年で特に臭いがキツくなったと感じています。 処理の方法か何か、臭いの原因を調査し、対策を検討していただきたいです。 日中はそこまで臭いませんが、夕方の車通りも少なくなってきた時間帯は特に臭う気がします。涼しくなってきた今の季節も外が臭くて窓が開けられずストレスを感じます。臭いによる吐き気もあります。 臭いの原因と対策を行ってほしいという要望です。	調査することを事前にお知らせしたうえで、農林水産課と合同で、現地調査を実施しました。 農林水産課及び環境保全課から4名、現地で調査を実施し、検知管を用いた測定を行いました。基準値を超える数値は出ませんでした。周辺調査の結果も臭気は例年と同程度の結果で、調査とあわせて行った事業所の職員からの聞き取りも、特に今年臭気が強いと感ずることもなかったとの結果でした。 調査後、調査結果をお伝えし、近況をお伺いすると、特に気になる日はなかったとの回答をいただき、調査時の状態であれば例年並みの臭気に収まると思われるので、様子を見ていただくとともに、何かあればまたご相談いただくようお願いし、調査を終えることとしました。	環境保全課 農林水産課
11月	ごみ・環境	バッカー車の運行について	時間禁止区間の禁止時間帯にバッカー車が通行している。環境業務課に架電し経緯等の説明を求めたが、対応した係長の説明では、納得できない。責任者からの説明を求める。 ①通行禁止区間を通行した理由の明確化 ②環境業務課における運行ルールの厳守について	この度は、高知市のごみ収集車が交通規制道路(7時から9時までの車両進入禁止区間)を走行し、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、本市の今後の方針等につきまして、次のとおりご回答申し上げます。 本市のごみ収集車両は、「高知県道路交通法施行細則第4条」の規定により、交通規制の除外車両となっており、加えて、令和6年9月11日付け「高知市上下水道局通知」により、通行制限が実施されております。今回の事案につきましては、9時までの通行を収集地図にも記載して禁止していたにも関わらず、確認不足により通行したものです。ごみ収集業務にあたりましては、法令の順守はもちろんのこと、地域の交通事情を考慮し、市民の皆様には不安や混乱を招くことがないよう業務を行う必要がありますが、今回のような事態を招く結果となり、誠に申し訳ございませんでした。 今後とも、市民の皆様からのご意見等を賜りながら、法令順守とごみの早期収集の両立を目指し、市民の皆様が安心して生活できる環境を提供してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。	環境業務課
11月	ごみ・環境	ゴミ袋の有料化について	基礎控除が170万になり、高知市の税収が三割減になるのであれば、ゴミ袋を有料にすればいいのではないかと思います。高知市近隣の市町村は有料です。有料にする事で、品物を購入する時に、それをゴミに出す時のことまで考えた買い方、そしてゴミの出し方にまで考えが及ぶと思います。無料で出せるから、不必要な物まで買ったり、高知市は無料でゴミを引き取ってくれるので他市町村から持ってきて出している人も以前見かけた事もありましたので。	ごみ袋の有料化につきましては、ご意見のとおり、ごみの排出量を減らす取組として、一定の効果があると考えられますが、同時に、市民の皆様には新たな経済的負担を求めることにもなります。 一方で、市民の皆様のご負担という点では、高知市におけるごみ収集は、市民の皆様が細かく分別を行い、毎月1回、地域の資源物・不燃ごみステーションに排出するという仕組みで実施しており、この分別やステーションの管理などのご負担を、市民の皆様にご協力いただきながら実現しているところです。 この収集方式により、本市のごみの収集・処理に要する経費は、他市町村よりも安く抑えることができているという側面もございます。 また、ご承知のとおり、高知県においては、本市を除くすべての市町村がごみ袋の有料化を導入しておりますが、前述のような本市の分別収集の仕組みによって、本市のご家庭から出るごみの量は、県内でも比較的少なく抑えることができております。 ご意見では、高知市の財源確保のアイディアとしてもご提案いただいたところですが、ごみ袋の有料化については、ごみの削減効果や、他市町村からの持込対策、市民生活への負担など、引き続き、幅広い視点から研究してまいります。 今後とも、本市の環境行政へのご協力をお願いいたします。	新エネルギー・ 環境政策課
1月	ごみ・環境	苦情	近隣施設の北側にあるエアコンの室外機が夜間うるさいです。一晩中、室外機の低音の音で眠れなく、特に夏場は窓を開けているので、余計に睡眠が邪魔されます。 室外機に防音壁等の設置の指導を要請します。どうか、よろしくお願いいたします。	環境保全課職員2名で現地を確認し、調査を実施いたしました。 施設の給水設備から59db程度の騒音が発生していることを確認し、防音対策を講じるよう施設管理者に対して依頼をいたしました。 施設管理者からは、当面の対策として給水設備のポンプ部分に囲いを付け、全体を囲う方法について検討中と環境保全課あてに回答がありました。 全体を囲う工事完了後(完了時期は未定)に、再度騒音測定を行う予定をしています。	環境保全課
2月	ごみ・環境	隣の住宅地の共有スペースにある桜の木について	隣の住宅地の共有地に植えられた桜の木が、家の隣の水路と通路を超えて自宅の敷地に枝が入ってきています。葉っぱもたくさん落ちてきて、毎度片付けも大変です。最近さらにたくさん枝が伸びてきて家の壁に刺さるように伸びており、困っています。日当たりもよくどんどん大きくなっており、根本も枝も太くなっているため、これ以上自宅の所有地に入ってきて来ないようにしてもらいたいです。ちなみにその桜は、近所の方が植えたものではなく、住宅地ができる時に、業者が植えたもので、ご近所の方も困惑されています。桜の木はきれいなのですが、家の壁に当たるのは困ります。よろしくお願いいたします。	市民の声にてご意見いただきました桜の木のある土地について、不動産登記簿情報を確認したところ、民有地であることが判明しました。 私有地間の枝の越境については、当事者間で解決していただくのが原則となっています。 このような相談が寄せられた場合、本市では、「高知市緑の環境の保全と創出に関する条例」に基づいて土地の所有者に文書にて対応を依頼しており、当件についても手続きを進めていますので、ご理解をお願いします。 なお、民法第233条第三項の規定により、土地所有者は境界線を越える枝を切り取ることができますので、参考になさって下さい。	みどり課
2月	ごみ・環境	家庭ゴミの戸別収集のお願い	私の母(90歳)は要介護1で、一人暮らし、高知市に住んでおります。私は、3カ月に1度の頻度で、高知に帰省しておりますが、そのたびに母が家から離れたゴミ収集場所まで往復している姿を見て、自宅前にゴミを置いたらどんなに楽だろうかと思っております。 近所にも足の悪い方が住んでおり、ゴミを持って、痛みに耐えながら収集場所まで歩いていたので、運ぶのを助けたこともありました。 全国的にも、「戸別収集」の行政サービスが広がっており、有料化してでも、早期に実現してほしいと強く感じております。 【ゴミ収集場へのゴミ出しが抱える課題】 ・高齢者や乳幼児がいる家庭などは、家から離れた場所へのごみ出しが負担 ・収集場所の清掃の当番制による高齢者等への負担 (カラスなど動物に荒らされてしまったときの清掃など) →今後、高齢化が進むと継続が難しくなることも考えられます。 ・ゴミ出しルールを無視した収集場所へのポイ捨てや不法投棄 「戸別収集」を始めた自治体では、今まで以上に分別の責任を意識するようになり、ゴミの減量・資源化に寄与しているとも聞きました。 高知市においても、「戸別収集」を早期に実現していただけないかと思い、要望を書かせていただきました。何卒よろしく願いいたします。 (すでに実施が予定されているようでしたらご容赦ください)	ご意見いただきました戸別収集につきまして、高知市では、ステーション方式でごみ収集をおこなっており、戸別収集は実施しておりませんが、高齢の独居世帯などを対象とする「高知市ふれあい収集」を実施しています。 「高知市ふれあい収集」とは 高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみ収集を行っており、希望する方にはお声がけをすることで、安否確認も行っております。 ※詳細はホームページに掲載しています。 ＜ふれあい収集利用申請書配置場所＞ 高知市役所市民案内・各窓口センター・各ふれあいセンター等 環境業務課のホームページからダウンロードすることもできます。 ご住所をお教えいただければ、配達いたします。 ＜ふれあい収集申請の手順としましては＞ ①申請書の作成(本人または親族、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどの代行も可能です)・提出 ②事前調査(訪問します) ③対象世帯審査委員会にて可否決定 ④利用可になれば、再度訪問し、利用に関する説明をいたします。 ※申請から収集開始までは、概ね1か月くらいです。 ご不明点等ございましたら、環境業務課までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。	環境業務課

令和6年度 市民の声一覧(下半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	回付先
3月	ごみ・環境	ごみ収集について	高知市に引っ越してきてとても不便だな、と思うことがあり、メールさせていただきました。 それはゴミ捨ての分別についてです。ビン缶が月に1回の回収はしんどいです。 高知県民はお酒飲みと聞きましたが、それなのに月1なのですか。(私もお酒大好きです)すぐにビール缶やら溜まってしまいこれから夏場は不衛生になりそうです。せめて週1にしていきたいです。	高知市の資源物・不燃ごみの収集は市内を20区域に分けて、それぞれ地区別に毎月1回決められた日に収集を行っています。 約1300ヶ所の資源物・不燃ごみ集積所は、毎月収集日に町内会・自治会等の地域の方々が朝早くから準備し、分別をしていただいております。こうした地域の方々のご協力によって、収集後の処理費用が安く抑えられておりますので、現状の制度で収集回数を増やすことは町内会・自治会等の負担が大きくなり難しいかと思えます。 高知市の資源物の廃棄方法は、月1回の資源物・不燃ごみ収集日に資源物・不燃ごみ集積所に排出していただく方法と、直接施設に持ち込む方法がございます。 その他、カンでしたらスーパー等の量販店等でも回収しているところがございますのでご利用ください。 カン・ビンを排出する際は軽く中を水洗いして排出していただくようお願いいたします。 また、直接持ち込まれる場合は以下の施設に搬入してください。 ○高知市再生資源処理センター 高知市大津乙1786-1(088-866-5613) 持ち込み受付:月～金(祝日は除く)9:00～11:30、13:00～15:30 処分手数料(水銀含有物のみ)720円/5kg 集積所での収集は町内会・自治会等の地域の方々の協力によって成り立っていますので、ご理解の程お願いいたします。	環境業務課
3月	ごみ・環境	不燃物の回収時間の当番について	私は他県に住んでいるのですが、意見させていただきます。 親の住んでいる地域は高齢者が多く、朝6時から8時の立ち当番は体に負担が多く辛いそうです。他にも高齢者が当番していることがほとんどでみんな大変な気持ちで当番をしているので断ることができないそうです。この問題は、他県でもあり、反対意見により廃止した地域も多くあります。 人材を雇って費用を払い委託するかたちであればすぐにできると思うのですが、対応して頂けないでしょうか。これからさらに高齢化が進みますます問題が深刻になると思うので早急に対応して頂きたいです。お願いいたします。	資源物・不燃ごみ集積所は地域の方々が自ら利用するために町内会・自治会等の登録団体の方が管理・運営されています。 集積所の当番については、人数・時間等各町内会のルールで運営されておりシルバー人材センターに委託されている登録団体もございます。 集積所の管理・運営については、町内会・自治会等に相談し話し合ってくださいようお願いいたします。	環境業務課